

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から 55 年 5 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 58 年 2 月まで
③ 昭和 58 年 5 月から 59 年 6 月まで
④ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 6 月まで
⑥ 平成 4 年 8 月から 7 年 2 月まで
⑦ 平成 7 年 10 月から 8 年 10 月まで
⑧ 平成 9 年 2 月

A 市役所において、国民年金保険料を納めていたことや保険料の免除申請を行った記憶がある。自分で国民年金保険料の納付に行けない時には、母に送金し、代って国民年金保険料を納めてもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、A 市が保管する国民年金納付記録カードから、申立人の国民年金保険料が申請免除と記録されていることが確認でき、申立人が、国民年金保険料の免除申請手続きを行い、免除の承認を受けたものと推認される。

一方、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び③のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人及び申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、当初、申立人は、A 市役所において、国民年金保険料を納付していたことや保険料の免除申請を行ったとの記憶があると主張していたものの、その後、国民年金保険料の納付及び保険料の免除申請に関する記憶

が無いとするなど、その主張に変遷が見られるとともに、申立人の国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付及び保険料の免除申請を行ったとする申立人の母親は、既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況、免除申請状況等が不明である。

また、申立人は、社会保険事務所の記録から、昭和 59 年 7 月 11 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②のうち 55 年 8 月から 57 年 3 月までの期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 2 月までの期間、申立期間③のうち、58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間、申立期間④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る国民年金保険料については、申立人又は申立人の母親が過年度納付若しくは現年度納付により、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び③のうち、昭和 58 年 5 月から 59 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、免除申請を行っていたと主張しているが、免除申請を行っていた期間を特定することができない上、未納とされているのであれば、申請免除を行ったはずと主張するのみで、免除申請に係る具体的な供述は得られない上、20 年以上に及ぶ期間に係る免除申請の記録が、行政機関において、すべて失われたものとは考え難く、申立人が国民年金保険料の免除申請を行い、承認を受けていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所において、国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。申立期間の私の国民年金保険料は、父親が家族の分の保険料と一緒に A 市農協 B 支所（現在は、A 市農協 C 支所。以下同じ。）において納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和 53 年に国民年金に加入して以降の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、申立人及び申立人の父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、A 市農協 B 支所において、国民年金保険料納付書により保険料を納付していたと供述しているが、当時の納付書による国民年金の納付方法は A 市役所への照合結果と符合している。

さらに、申立人、申立人の妻及び両親の国民年金保険料を、申立人の父親がまとめて納付していたと申立人は供述しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の妻及び両親はそれぞれの国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年2月及び同年3月
② 昭和61年4月から平成3年2月まで

国民年金に加入した後、滞納することなく国民年金保険料を納付しており、昭和47年2月及び同年3月が未納とされている理由が分からない。

結婚前は、父親が国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚後は自分で納付し、申立期間①当時の国民年金保険料の金額も記憶している。

会社員の妻は国民年金保険料を納付しなくてもよいと言われたが、昭和61年4月から平成3年2月までについても、現在のA銀行B支店の口座振替により納付していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人は、20歳到達時に国民年金に加入した後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成3年3月に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した後は、付加保険料を併せて納付しており、申立人の父親及び申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、任意加入期間であるとともに、2か月と短期間であり、社会保険庁の納付記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳において、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認でき、納付したとする金額についても、当時の国民年金保険料額と符合することから、当該期間についてのみ納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、申立人は、当該期間の国民年金保険料は口座振替により納付していたと主張しているが、当該期間は第3号被保険者とな

っていた期間であるとともに、A銀行B支店への照会の結果、申立人が口座振替により国民年金保険料の納付を始めたのは、申立人が同行において口座を開設した平成6年10月17日以降であることが推認され、それ以前に申立人が国民年金保険料を口座振替により納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで
20 歳になった時、母親が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和 46 年 11 月に結婚し、それからは自分で国民年金保険料を納付した。空白期間なく、納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の改製原戸籍附票により、申立人が昭和 46 年 11 月 9 日に A 県 B 郡 C 町から現在の D 市 E 区へ転居したことが確認されるとともに、D 市 E 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録において、昭和 46 年度欄に「4 月から 10 月まで納付」、「11 月から 3 月まで 47 年 4 月納付」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 46 年 4 月から同年 7 月までの期間は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月から同年12月まで
② 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間については、隣組長が父母の分と私の分の税金と国民年金保険料を集め、区長宅に持って行き、その後、区長が市役所へ納めに行っていた。私は給料を全部母に渡していたので、その中から母が国民年金保険料を払ってくれていた。そのような方法で3人分の国民年金保険料を納めていた憶^{おぼ}えがあるので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年3月に払い出されており、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、同年3月31日に同年1月から同年3月までの保険料を、また、同年6月30日に同年4月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人から給料を預かり納付組織を通じて申立人の国民年金保険料を納めてきたとする申立人の母親は、自身及びその夫の当該期間に係る国民年金保険料を、申立人の保険料納付日と同日に納付していることが確認できる。

さらに、その後も、毎年度、申立人の両親は年間に4回各期末の同日に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間②については、両親と同居し、勤務していた事業所での給料を母親に渡してきたとする申立人が、昭和58年1月から同年3月までの期間及び同年4月から6月までの期間の国民年金保険料を納付した以降においても、居住地の納付組織を通じて、両親とともに申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたとするのが自然

である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の国民年金保険料はさかのぼって納付しない限り、納めることができない期間である上、社会保険庁の特殊台帳により、申立人の昭和 56 年度分及び 57 年度分の国民年金保険料については、社会保険事務所が納付書及び催告状を発行していることが確認できることから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を申立人の両親の国民年金保険料とともに納付組織に納めていたとする申立内容は不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親が申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間の私の国民年金保険料は未納とされていたが、私がこの期間の領収書を所持していたので、平成 18 年にこの期間の納付記録を納付済みに訂正してもらった。この結果、申立期間の前後は納付済みとされており、申立期間についても昭和 49 年 3 月に郵便局で支払ったと記憶しているので、申立期間が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、国民年金に任意加入した昭和 48 年 2 月から申立期間直前の同年 12 月までの期間及び申立期間直後の 49 年 4 月から 57 年 9 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に任意加入して以降、57 年 9 月までの間において、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の申立人に係る国民年金保険料は、平成 18 年 7 月に未納から納付済みに訂正されていることが確認でき、行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA企業組合B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

私が勤務していたA企業組合B事業所は、昭和43年10月ごろからC社D事業所（現在は、E社。以下同じ。）と名称が変わったが、職場も業務内容も今までと全く同じで、同年9月分の給与ももらい、厚生年金保険料もこれまでと同様に給与から控除されており、そのまま引き続き勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録により、A企業組合B事業所は、昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、申立人は同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日にC社D事業所において資格を取得していることから、申立人には同年9月の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、同僚の供述から、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが推認でき、申立人と同様にA企業組合B事業所が昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に資格を喪失し、同年10月1日にC社D事業所において資格を取得して引き続き継続勤務をしていた同

僚は、「A企業組合B事業所からC社D事業所へ名称が変わった前後においては、申立人と二人でいつもと同様の通常業務に従事しており、勤務場所も業務内容も何も変わらず同じ状況だった。ただ単に、事業所の名称が変わっただけで、1か月分の漏れも無く、43年9月分の給与ももらっている。また、A企業組合B事業所から支給された同年8月分及び同年9月分の給与の手取額が減ったり、増えたりしたことも無かった。」と供述している。

さらに、E社の事業主は、A企業組合B事業所からC社D事業所へ名称が変わった理由は、対等合併によるものであると説明している上、同事業主が保管しているC社D事業所に係る所得税法第230条の規定による「給与支払事務所等の開設届出書」によれば、給与支払事務所等を開設した年月日は昭和43年10月1日、開設の内容は「法人設立」と記載されている。

以上のことから判断すると、A企業組合B事業所の事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日をC社D事業所における資格取得日である昭和43年10月1日として届け出るべきであったものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料をA企業組合B事業所の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A企業組合B事業所は昭和43年9月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、C社D事業所の取締役等の供述により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となるべき5人以上の者が勤務していたことが確認できたことから、申立期間当時の厚生年金保険法第6条第1項第1号のチに定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A企業組合B事業所に係る昭和43年8月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった届出を行ったと認められることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録、及びB社（現在は、C社。以下同じ。）の資格取得に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年12月29日から62年1月1日まで
② 昭和62年1月1日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和61年12月29日から62年2月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間はA社からグループ会社として新たに設けられたB社に移籍した時期であり、勤務が途切れたことは無く、継続して勤務しており、給与についても継続して支払われていた。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日が昭和61年12月29日、B社における資格取得日が62年1月1日となっており、移籍に際し、厚生年金保険の加入期間月数が2か月に及び欠落する理由は見当たらない。

また、申立人と同様、昭和61年12月29日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、62年2月1日にB社における被保険者資格を取得した同年代、同一職種であった同僚の給与明細書によると、申立期間前後において、当該同僚については継続して給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

なお、同給与明細書には給与支払者名の記載は無く、同一様式である上、異動日で区切ることなく月単位で支給されていることが確認でき、当時、給与計算については申立てに係る両事業所について一括して事務処理がなされていたことがうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人に係る昭和61年11月の社会保険事務所の記録、及び同僚の標準報酬月額の推移から、30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年2月1日であるものの、登記簿により当該事業所の法人としての登記が61年11月11日であること、申立人は申立期間当時の当該事業所の陣容を10人ほどであったとしていること、及び雇用保険の記録により62年1月1日に当該事業所における被保険者資格を取得した従業員が少なくとも6人いたことを確認できることから、当該事業所は同月において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、両事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としているが、申立期間①については、申立人の雇用保険の離職日は社会保険事務所の記録する資格喪失日となっていることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと、及び申立期間②については、事業主は申立人の申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年12月及び62年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月6日に訂正し、同年3月から同年6月までの標準報酬月額を1万2,000円、同年7月から同年12月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月6日から38年1月10日まで
年金記録を照会したところ、昭和37年3月6日から勤務したA社における厚生年金保険被保険者資格取得日が38年1月10日となっていた。

昭和37年3月に私と一緒に入社した同僚は、全員が同月で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、自分だけが38年1月に被保険者資格を取得したことになることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A社に昭和37年3月に入社し、同じ業務に従事していたとして申立人が名前を挙げる同僚は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、入社時点から厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は昭和37年3月6日に雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、平成11年12月の退職時に、当時の勤務先のC社（現在は、D社。）が申立人あてに交付した退職金支給計算書において、関連3社における申立人の在籍期間が通算されている上、「入社日1962年（昭和37年）3月5日」との記載があることから、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人及び同僚等が供述する当時の当該事業所の従業員数と社会

保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、従業員のほぼすべてが厚生年金保険に加入していたと推認できる。

加えて、昭和 37 年 3 月に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 4 人は、自身については同月に入社したと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の昭和 38 年 1 月の 1 万 6,000 円との標準報酬月額の記録、及び申立人と同年代で、かつ同職種のもの標準報酬月額の推移から判断すると、37 年 3 月から同年 6 月までは 1 万 2,000 円、同年 7 月から同年 12 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は昭和 38 年 1 月 10 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 3 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所（現在は、C社B所。社会保険庁のオンライン記録ではD社。以下同じ。）における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和20年10月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年4月から20年9月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から22年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和19年4月1日から22年3月31日までの加入記録が確認できなかった。19年3月に中学を卒業し、同年4月にA社B所に入社後、3か月間、青年学校に通い、それから現場に入り、現在のE市F区Gに住むHさんと一緒にA社I部門の旋盤工の見習いとして仕事に従事した。給与明細書は残っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、昭和19年4月1日に被保険者資格を取得し、「資格喪失年月日」欄に赤字で同日の日付が記載されていることが確認でき、あわせて、「標準報酬等級並ニ適用年月日」欄に21年4月1日と3（等級）が赤字で記載された上、二重線で消されたことが認められるが、このような取扱いを行う合理的な理由は無く、当該処理が適正なものであったとは考え難い。

また、上記被保険者名簿において、申立人の名前が記載されている同じページに名前が記載されている同僚13人（喪失日の記載が無い1人及び申立人を除く。）の中で、社会保険庁が管理するオンライン記録が確認できない3人を除く10人全員の記載内容について、昭和21年4月1日の標準報酬月額の変更記録の記載が取り消されている、又は同日の標準報酬月額の変更の記録があ

りながら被保険者資格喪失日が同日以前となっている者が7人、同名簿による被保険者記録とオンライン記録が相違している者が6人（標準報酬月額の変更記録に疑問が残る者と重複する3人を含む。）確認でき、社会保険事務所による記録管理が適正に行われていないことがうかがわれる。

さらに、C社B所が保管する工員台帳に記載されている申立人の勤務期間は昭和19年4月1日から20年9月30日までの期間とされており、申立期間のうち、当該期間について同事業所に勤務していたものと認められる。

一方、上述のとおり、C社B所が保管する工員台帳に記載されている申立人の勤務期間は昭和19年4月1日から20年9月30日までの期間であり、同年10月1日から22年3月31日までの期間については、申立人が勤務していたことを推認できる同僚等の供述は得られず、また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和19年4月1日の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は20年10月1日であると認められる。

なお、昭和19年4月から20年9月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人及び申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚の被保険者資格を有していた時の標準報酬等級の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月1日から54年1月5日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和46年4月1日から平成19年10月31日まで勤務したA社の加入期間のうち、昭和53年12月1日から54年1月4日までの間が被保険者期間ではないとの回答を受けた。

A社の人事部長が証明する「厚生年金保険料控除についての証明書」及び「昭和53年12月25日支払の給与支給明細書」があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険被保険者記録並びにA社から提出された「在籍証明書」及び「厚生年金保険料控除についての証明書」により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年12月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月2日から27年9月8日まで
② 昭和28年5月1日から29年8月27日まで
③ 昭和29年9月2日から32年3月1日まで
④ 昭和32年3月15日から38年11月1日まで

当初、社会保険事務所からの回答では、脱退手当金のことは何も書かれていなかったが、平成19年11月の社会保険事務所からの回答で、申立期間③及び④の厚生年金保険加入期間の記録が無くなった上、申立てに係る厚生年金保険加入期間について、昭和39年3月に脱退手当金が私に支給済みとなっていることを知った。

私は、申立期間についての脱退手当金の請求手続をしたことは無いし、受給したとされている時期は、出産を控えており、外出もできなかったため、脱退手当金はもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る四つの厚生年金保険加入期間は二つの異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない上、申立期間①及び②を管理している番号で、別番号で管理されていた申立期間③及び④を通算して脱退手当金を支給したとされる記録が管理されているが、このような処理になった理由について、社会保険事務所では合理的な説明ができないとしている。

また、脱退手当金の支給庁である社会保険事務所が、申立期間③及び④の脱退手当金は未支給であり、当該期間を厚生年金保険加入期間に算入する旨の回答を平成19年10月に行っており、申立人の記録管理に不自然な点がみられ

るとともに、申立期間の最終事業所は、脱退手当金の代理請求は行っていないとしている上、申立期間①及び②に係る事業所の被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は確認できず、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 525 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月7日から20年8月31日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約9か月後の昭和21年6月1日に支給決定されたこととなっているが、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示は無い。

また、支給決定当時の脱退手当金支給対象者の厚生年金保険被保険者期間は3年以上20年未満となっているのに対し、申立人の支給対象被保険者期間は23か月となっていることから、申立人が当時受給可能であったのは、いわゆる短期脱退手当金であることが考えられる。

しかし、申立人が勤務していた当該事業所において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和20年8月31日前後に資格喪失した男性6人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該脱退手当金が支給されている者は申立人のみであること、及び同事業所は現存していることを踏まえると、支給要件として可能性がある戦争終結による事業所の廃止等により資格を喪失したことによるものにも該当するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間のうち同年6月から同年9月までの標準報酬月額を5万2,000円、同年10月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和47年3月15日にB社本社で入社式に出席し、子会社であるA社で勤務することとなったが、48年11月1日にB社本社に戻るまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述、B社における同僚の供述、申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、昭和48年11月1日にB社に異動していることが確認できる。

また、B社における申立人の同僚及び同時期に入社した同僚は、「申立人はB社で採用された後、A社に出向しており、B社に戻るまで継続して勤務していた。」と供述しており、いずれの同僚とも同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社で採用された申立人の同僚は、「申立人は勤務形態及び業務

内容等に変更は無く、B社に異動するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和48年5月の社会保険事務所の記録及びA社における同僚の記録から、同年6月から同年9月までについては5万2,000円、同年10月については6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、不明であるが、事業主による厚生年金保険の資格喪失届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格喪失届が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年8月までの期間、50年10月から同年12月までの期間、52年1月から同年6月までの期間、同年10月及び同年11月、57年5月、同年12月から58年12月までの期間、59年2月及び同年3月、62年3月から63年3月までの期間、同年5月から同年10月までの期間、平成元年2月から同年6月までの期間並びに同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年8月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで
③ 昭和52年1月から同年6月まで
④ 昭和52年10月及び同年11月
⑤ 昭和57年5月
⑥ 昭和57年12月から58年12月まで
⑦ 昭和59年2月及び同年3月
⑧ 昭和62年3月から63年3月まで
⑨ 昭和63年5月から同年10月まで
⑩ 平成元年2月から同年6月まで
⑪ 平成元年8月から同年12月まで

私は、平成14年3月末から同年4月初めごろに、A町（現在は、B町。）役場の国民年金担当の窓口に行き、男性職員に対して、過去の未納分をすべて納付したいと相談した。同職員は、社会保険事務所に連絡を取り、納付窓口や保険料の金額を私に指示したので、翌日、社会保険事務所に行き、保険料を納付したが、担当職員から「機械入力だから領収書は発行できない。」と言われ、納得できない思いで帰宅した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成4年に初めて国民年金に加入し、申立期間の国民

年金保険料を 14 年 3 月末から同年 4 月初めごろに、社会保険事務所で一括納付したと主張しているものの、B 町が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳において、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は 4 年 1 月 21 日とされていることが確認できるため、申立期間において、申立人は国民年金の被保険者資格を有しておらず、また、14 年当時、特例納付は実施されていなかったことから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は、昭和 48 年 8 月から平成元年 12 月までの間について、11 もの期間に及び、合計 69 か月間と比較的長期にわたっている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

当時、A市の事業施設で勤務していたが、厚生年金保険ではなく、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記憶がある。税金の控除にもなるので、昭和50年1月から国民年金に加入して、保険料は3か月分ずつ金融機関や区役所で納めたと思う。

古いことで記憶が定かでなく、納付した金額も憶えていないが、国民年金保険料は納めていたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金への加入手続は昭和50年1月ごろにA市B区役所出張所で行ったとしているものの、保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶が明確でなく、具体的な国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号から見て、昭和51年4月であることが推定でき、その時点では、申立期間の一部は、過年度納付によらない限り国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立人は、保険料は現年度で3か月ごと納付していたとしており、過年度納付したとの主張は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、自分で国民年金に加入した記憶は無いが、20 歳になって国民年金手帳が送られてきて、母親から「20 歳になったので、自分でちゃんと納めなさい。」と言われたので、自分で国民年金保険料を納めるようにした。

申立期間については、A 市内にある小さな役所に国民年金手帳を持って行き、申立期間の保険料を現金で納付したところ、国民年金手帳の昭和 36 年度のページに割印を押され、その右側の部分を切り取られた。37 年度分、38 年度分も同様の処理がなされて納付済みとなっているので、同様の処理がなされている申立期間が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳の印紙検認記録欄と印紙検認台紙の間に割印が押されているのをもって国民年金保険料を納付したことを示すものであると主張しているが、A 市では、国民年金保険料が未納の場合であっても、未納であることの確認のために割印を押し、そのページを切り取っていたことが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳の検認欄には印が認められず、割印があることのみをもって、当該年度の国民年金保険料が納付されたとは認め難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度の印紙検認記録欄には「既消滅」との記載が確認できる上、印紙検認台紙との間に昭和 39 年 6 月の割印が押印されていることも確認できることから見て、割印が押された時点

においては、36年度の国民年金保険料が時効により納付することができなかつたことにより、A市において、同記載を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から48年8月まで
昭和44年1月に結婚し、夫の勤務地であるA県B郡C町（現在は、D市。）に転居した時、夫が私の国民年金への加入手続を行った。
しかし、当時、国民年金保険料をどのように納付していたのかについては、集金人に払っていたか、あるいは支払いに行っていたのかは、よく憶^{おぼ}えていない。ただ、口座振込みでなかったことは記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金加入手続を昭和44年1月に行い、それ以降、欠かさず国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその夫の記憶が定かでないため、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年12月19日であることが確認でき、申立人の国民年金任意加入被保険者資格の取得日は、同日とされているため、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 62 年 7 月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、平成 13 年 12 月に会社を退職後に、私と妻の未納であった国民年金保険料を一緒に納付している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る申立人の記憶が明確でなく、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所、A 市 B 区役所、同市 C 区役所及び D 市 E 区役所への調査結果においても、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できない上、申立人は、平成 13 年 12 月に会社を退職した後に、未納であった妻の国民年金保険料と一緒に申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているものの、その当時、国民年金保険料の特例納付は行われておらず、既に時効となっている申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたとともに、9 年 1 月に申立人に対して、基礎年金番号が付与された時点においても、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。申立期間当時、国の事務所に勤務していたが、上司から共済年金と国民年金の両方の保険料を納付できると聞いて、国民年金保険料を納付していた。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る申立人の記憶は明確ではなく、申立期間当時、申立人に国民年金への加入を勧奨し、国民年金保険料を役場に納付していたとする勤務先の上司は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時に勤務していた勤務先の上司から、共済年金とは別に国民年金にも加入できる旨の説明を受け、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間において、申立人は共済組合の組合員であることが確認でき、制度上、国民年金には加入することができない期間である。

さらに、社会保険事務所及びA県B郡C村役場への調査結果においても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できず、平成9年1月に申立人に基礎年金番号が付与された時点では、既に時効により申立期間の国民年金保険料は、納付することができなかつたものと考えられる上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせ

る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの期間、43 年 4 月、同年 7 月から 49 年 2 月までの期間、同年 3 月から 51 年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 43 年 4 月
③ 昭和 43 年 7 月から 49 年 2 月まで
④ 昭和 49 年 3 月から 51 年 12 月まで
⑤ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

申立期間①については、母が昭和 35 年 10 月に A 県 B 郡 C 町で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②、③及び④については、結婚し、住民票は D 市に置いていたものの、実際は、現在の E 市 F 区、同市 G 区と住所を移したが、私の国民年金手帳は、A 県の実家で保管してもらっていたので、母が国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間⑤については、昭和 52 年 1 月に E 市 H 区において、国民年金に再加入の手続きを行い、その後、母から国民年金手帳をもらったため、2 冊の国民年金手帳を 1 冊にまとめてもらったことがあるが、国民年金保険料は、きちんと納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間①、②、③及び④については、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていた

とする母親は、既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 42 年 1 月に A 県 B 郡 C 町から D 市に住民票を移していることが確認できるが、申立人は、実際には E 市 F 区に住んでいたと申し立てている一方、35 年 11 月に申立人が最初に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたことが記録されている社会保険事務所の保管する国民年金記号番号払出簿には、43 年 10 月 14 日に、当時の申立人の本籍地であった I 県に転出した旨が記載されていることが確認できることから、申立人が国民年金の住所変更手続を行っていないために所在不明扱いとされたものと推認され、申立人の母親が、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えざるを得ない。

さらに、申立期間⑤については、申立人は、当該期間についても国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、当該期間後の期間において国民年金の未加入期間が確認でき、申立内容と矛盾する上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間及び 63 年 11 月から平成 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 63 年 11 月から平成元年 3 月まで
③ 平成元年 4 月から 14 年 3 月まで

私は、以前から将来のために国民年金に加入して国民年金保険料を納付しておかないといけないと思っており、20 歳から国民年金に加入して、保険料も全部納付してきた。

平成 12 年に A 市 B 区に転入した 1 年か 2 年後に国民年金保険料の免除ができることを聞き、免除の手続をしたのは憶えているが、それ以前の期間については、納付が遅れることはあっても、国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間①及び③が免除期間になっていることに納得がいかない。

また、申立期間②の国民年金保険料については未納とされているが、この期間の未納は無いはずである。

それぞれの期間の国民年金保険料をいつ納付したのかや保険料の金額は憶えていないが、納付が遅れた場合はまとめて納付していた。

送られてきた納付書により、銀行や郵便局、農協の窓口において現金で保険料を納付し、領収書をもっていたが、現在は残っていない。

申立期間当時、住んでいたところが田舎のために、保険料を免除してもらうことは世間体が悪いので、免除を受けずに、保険料をきちんと全部納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた現在の C 市及び A 市 B 区が保管する

申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間①及び③の各年度において、それぞれ国民年金保険料の免除申請を行った旨の記載が確認でき、これは、社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金保険料納付記録と一致しているほか、社会保険事務所、C市及びA市B区のそれぞれにおいて、申立人の15回にもわたる保険料の免除申請手続きのすべてを誤って記録したとは考え難い。

また、申立期間②についても、C市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、昭和63年11月から平成元年3月までの期間は未納の記録が確認でき、社会保険庁の記録と一致するとともに、直後が申請免除期間となっていることから、当該期間の国民年金保険料を納付しなかったと考えるも不自然ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

夫の母親から国民年金のことを聞かれ、私が加入していないことを話すと人がもらえるときにももらえなくなると言われ、役所に行き、国民年金の加入手続をし、夫の母から渡されたお金で昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付書により納付した。

申立期間当時、年金手帳の裏にメモしていた金額と最近社会保険事務所から届いた書類に記載されていた金額とが一致していたことから、納付したことは間違いないと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の裏面に記載されたメモの内容は、第 2 回目の特例納付の実施時期に記載されたと思われる期間、金額及び納付期限を示すものと推認されるものの、申立人は、加入手続を行った昭和 46 年 12 月の時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人がこの時点において納付したとする金額は、第 1 回目の特例納付の実施時期において申立期間に係る国民年金保険料を納付するのに必要な金額とは大きく相違しているとともに、第 2 回目の特例納付の実施時期に申立期間の国民年金保険料を納付したとの申立人の主張は無いことから判断すると、申立人が国民年金への加入手続を行った時点において、申立期間に係る国民年金保険料を納付したものは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかった旨の回答をもらった。

しかし、A社を退職し、昭和 54 年 5 月に夫の経営する会社で経理事務を担当していたが、社員数が 4 名以下だったので、社会保険に加入できず、私と夫の給料から国民年金保険料を天引きし、納めていたと記憶しており、夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私のみが未納とされていることに納得できない。

国民年金保険料を納付していたことを示す昭和 54 年以前の銀行通帳や確定申告書は、既に処分している。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁の国民年金被保険者記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月 2 日以降に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、社会保険事務所が発行する納付書により過年度納付を行う以外に納付方法は無いものの、申立人から過年度納付を行ったとの主張は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されていることが推認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と

は大きく異なることから、申立人が夫の国民年金保険料と併せて申立人の保険料を納付していたとの申立ては不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

社会保険事務所から申立期間の国民年金保険料納付の事実が確認できなかった旨の回答をもらったが納得がいかない。

申立期間当時、私は大学生で、申立期間の国民年金保険料は父が払っていたが、父は 8 年前に死亡し、確認するものは無いものの、父が当時、「子供の年金を払わなくてはいけない。」と時々口にしていました。

また、母の友人が「子供が大学を卒業してから自分で納めさせる。」と言ったことに対し、母は「うちは、夫が保険料を納付している。」と話していたことを記憶している。

なお、平成 8 年 8 月から 9 年 2 月までの国民年金保険料は未納とされているが、納付しようとした時には既に時効で納められなかったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者記録及びA市が保管する申立人に係る電磁記録により、申立人が国民年金に加入したのは平成 6 年 10 月 1 日であると推認され、当該時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとされる父親は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間

に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 47 年 1 月までの期間、同年 9 月から 48 年 4 月までの期間、49 年 4 月から 50 年 11 月までの期間及び 51 年 3 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 47 年 1 月まで
② 昭和 47 年 9 月から 48 年 4 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から 50 年 11 月まで
④ 昭和 51 年 3 月から同年 8 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間についての納付記録は確認できないとの回答であった。

短大を卒業後に就職したが、勤務先は厚生年金保険の適用が無いと言われ、国民年金に加入した。

年配の男性が集金に来ていたので、その人に保険料を渡し、その時領収書ももらっていた。

なお、昭和 52 年か 53 年ごろ、申立期間以外の国民年金保険料をさかのぼ^{おぼ}って、一括で支払った憶えはある。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 5 月に払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間①については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、また、申立期間②については、過年度納付により、保険料を納付することが可能な期間であるものの、過年度納付により納付した旨の供述は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがわれない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、第 2 回目

の特例納付の実施時期に当たることから、申立期間①についての国民年金保険料を特例納付により納付することができたものと考えられるものの、申立人からは、特例納付により納付したとの主張も無い。

- 2 また、申立期間③については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期と重なるものの、昭和 61 年 1 月 14 日に、社会保険庁が申立人に係る資格取得日の記録追加を行った結果、国民年金加入期間とされたことが推認されることから、当該記号番号の払出時点においては、当該期間は国民年金に未加入とされており、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料の納付もできなかったと考えるのが自然である。
- 3 さらに、申立期間④については、厚生年金保険から国民年金への年金種別変更手続が必要な時期であるものの、申立人が当該時期において種別変更手続を行ったことがうかがえる事情は見当たらない。
- 4 このほか、申立期間①、②、③及び④のいずれについても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）は無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで

私は、19 歳から 61 歳まで農業に従事してきたが、満 20 歳となった時に父が国民年金の加入手続をし、保険料も父が納付していた。31 歳からは農業者年金にも加入し、既に国民年金の受給資格を満たしている。

社会保険事務所によると、昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分の国民年金保険料が未納となっているとのことであるが納得いかない。

国民年金保険料が未納となっていることは、これまで一度も聞いたことはなく、未納があると聞いていれば、すぐに納付したはずであり、未納のまま、昭和 46 年 1 月から今日まで払い続けるはずはない。

また、1 年分を一括して保険料を納付した記憶もあるので、申立期間の 9 か月だけが未納となるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 46 年 3 月 1 日に申立人の妹と連番で払い出されたことが確認でき、申立人の妹についても、申立期間を含めた期間の国民年金保険料が未納となっており、兄妹に係る保険料の納付が同年 1 月から始まっていることから、申立人の父親は、国民年金保険料の納付を、申立人及びその妹共に同一時期から始めたと考えるのが自然である。

また、申立期間直前の昭和 41 年 11 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料が、国民年金手帳記号番号の払出時期に特例納付により納付されたことが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金の加入手続や保険料納付には直接関与しておらず、国民年金への加入手続及び国民年金保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 51 年 10 月まで

私の母が私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。母は、私の父や兄の国民年金保険料も納付しており、私の国民年金保険料だけ納付していないことはあり得ないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間は国民年金に未加入の期間とされていたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人は、昭和 50 年 8 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得すべきところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年 8 月から同資格を再取得した 51 年 11 月までの期間において国民年金への切替手続を行っていなかったことから、申立期間が未加入期間とされたものと推認され、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が昭和 50 年 8 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していたとしても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 58 年 10 月の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人自身は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料

を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から平成元年10月まで

私は、A市に居住していた昭和52年から集金人に国民年金保険料を支払っており、私の妻が、妻の分と私の分の国民年金保険料と一緒に集金に来た自治会長に現金で渡していた。集金時に私達が留守だった時は、後で妻が自治会長の自宅に国民年金保険料を持って行っていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

保険料の領収書はもらっていないが、通帳のようなものに自治会長からサインをしてもらっていたと思う。自治会長は国民年金保険料の集金だけの用で来ていたが、個人で事業をしていて評判の悪い人だったので、私達夫婦が納付した記録が無いのであれば、自治会長がどうにかしたに違いない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳において、申立人の国民年金保険料と一緒に集金人に支払ったとする申立人の妻も、申立期間に係る国民年金保険料は未納とされている上、申立人及びその妻には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間が複数あることが確認できる。

また、当時の申立人の居住地区において、申立人の主張する集金人に係る国民年金保険料詐取事件が発生した事実は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年2月までの期間、61年12月から62年1月までの期間、同年3月から同年8月までの期間及び63年9月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年2月まで
② 昭和61年12月から62年1月まで
③ 昭和62年3月から同年8月まで
④ 昭和63年9月から平成元年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、A市役所の国民年金担当窓口で納めた。納めた金額については記憶していないが、当時のA市役所は領収書を発行せず、国民年金の加入記録を私の年金手帳に書き加えており、それが領収書代わりだった。社会保険事務所はそのような取り扱いは絶対にはないと私に説明したが、私は、確かにA市に国民年金保険料を納付したので、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、平成7年6月12日に、昭和59年12月から平成7年2月までの期間について、申立人の5つの期間の厚生年金保険被保険者資格の得喪記録が追加されるとともに、申立期間に係る申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録が追加されていることが確認でき、申立人は国民年金被保険者資格を再取得した昭和59年12月から平成元年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間において、厚生年金保険から国民年金への4回の切替手続を行っておらず、国民年金に加入していなかったものと考えられることから、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立期間当時、A市では、国民年金保険料の納付方式を納付書納付方式に移行済みであり、国民年金保険料を収納した場合には領収書を発行して

いたことから、同市が領収書を発行せずに年金手帳に国民年金加入履歴を書き加えていたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 40 年 3 月まで

私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、隣組の組長に私の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。私の両親は「保険のことはきちんとしておかないといけない。」と言っていたので、申立期間当時、私が実家から離れて住んでいた時期には、私が両親に仕送りした中から私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 11 月に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間の大部分（昭和 36 年 10 月から 39 年 9 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間は過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の母親が納付組織を通じて申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然であるとともに、申立人が当該期間直後の 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を、42 年 5 月に過年度納付していることが確認できるものの、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 60 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の母が、昭和 60 年から 61 年ごろ、それまで未納であった 59 年 5 月以降の国民年金保険料とともに A 市役所（現在は、B 市役所。）で一度にまとめて納付した。

当時、私は、診療所に勤めながら、昭和 61 年 3 月まで学校に通学していたため、母が私に代わり申立期間の国民年金保険料を納付し、その 1 か月後ぐらいに、私が母に保険料を渡して国民年金保険料の領収書を受け取ったが、その領収書は転居に伴い紛失した。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保存する申立人に係る国民年金保険料の領収済通知書により、過年度納付されている国民年金保険料は、申立期間直前の昭和 59 年 5 月及び同年 6 月の 2 か月分のみであることが確認でき、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を一度にまとめて納付したとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

昭和 48 年 8 月に A 市 B 区役所で夫が転入手続と同時に、国民年金への加入手続を行い、年が明けて入手した納付書に基づき夫が夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれ 9 か月分について、まとめて納付したのに、未納とされているのは納得できない。

また、このような経緯から、年金手帳の発行日を昭和 49 年 9 月 24 日としているのは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人夫婦が居住していた住所を管轄する A 市 C 区役所（当時は、A 市 B 区役所。）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 49 年 9 月 2 日とされており、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人夫婦が現在所持する年金手帳の発行日が同年 9 月 24 日とされていることを疑わせる事情も見当たらないことから、48 年 8 月に国民年金への加入手続を行ったとする申立人夫婦の主張は不自然である。

また、申立人夫婦の国民年金への加入手続を行った翌年に入手した納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとの主張は、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得日が、夫婦共に厚生年金保険の被保険者資格の喪失日との関係で昭和 48 年 7 月とされたことに加え、49 年 9 月に年金手帳の交付を受け、翌年に、現年度納付が可能な昭和 49 年度分の国民年金保険料を納付したことにに関する記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 3 月まで

昭和 48 年 8 月に A 市 B 区役所で転入手続と同時に、国民年金への加入手続を行い、年が明けて入手した納付書に基づき夫婦二人分の国民年金保険料をそれぞれ 9 か月分について、まとめて納付したのに、未納とされているのは納得できない。

また、このような経緯から、年金手帳の発行日を昭和 49 年 9 月 24 日としているのは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人夫婦が居住していた住所を管轄する A 市 C 区役所（当時は、A 市 B 区役所。）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 49 年 9 月 2 日とされており、申立人夫婦に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人夫婦が現在所持する年金手帳の発行日が同年 9 月 24 日とされていることを疑わせる事情も見当たらないことから、48 年 8 月に国民年金への加入手続を行ったとする申立人夫婦の主張は不自然である。

また、申立人夫婦の国民年金への加入手続を行った翌年に入手した納付書により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したとの主張は、申立人夫婦の国民年金被保険者資格の取得日が、夫婦共に厚生年金保険の被保険者資格の喪失日との関係で昭和 48 年 7 月とされたことに加え、49 年 9 月に年金手帳の交付を受け、翌年に、現年度納付が可能な昭和 49 年度分の国民年金保険料を納付したことにに関する記憶であると考えるのが自然である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦が申立期間の国民年

金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年12月まで
申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、私の母が私の国民年金保険料を町内会の集金人に、毎月、納付していたはずで、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を町内会の集金人に、毎月、納付していたと主張しているが、A市においては、収納組合による集金人制度は、昭和38年5月から始まったことが確認できることから、母親が集金人に毎月納付していたとする申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月ごろ、B市において払い出されていることが確認できることから、この時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時、私は、町内の隣組組合長を務めていたため、国民年金保険料収納組合の集金人として、隣組内の国民年金加入者の国民年金保険料を集めて役場に納付しており、私の分だけ納付しないことは絶対はない。

昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで納付し、さらに、38 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付している記録は残されているものの、この途中の申立期間のみが未納とされていることは納得ができない。

また、当時の国民年金保険料は、大した負担ではなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間において、申立人自身が国民年金の集金人として町内の国民年金加入者の国民年金保険料を集金し、収納していたにもかかわらず、自身の国民年金保険料を納付しないことはあり得ないと主張しているものの、A市においては、国民年金推進員（集金人）制度は、昭和 38 年 5 月から導入されたものであることが確認できる上、当時、申立人宅の近所に在住していたとする申立人の知人から聴取しても、当時の記憶が不明瞭^{りょう}であるとして、申立人が申立期間において、国民年金の集金人として国民年金保険料を集金していたことを裏付ける供述が得られない。

さらに、申立人から提出された国民年金手帳の検認記録簿と社会保険庁のオンライン記録及びA市B区の国民年金被保険者名簿の納付記録とは、すべて符合している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

A社B事業所には、昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月まで住込みで正社員として勤務したが、47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格喪失とされ、厚生年金保険被保険者としての記録が 1 か月しかないことが判明した。

申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、公共職業安定所が保管する記録にも、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するC会（A社の事業所従業員を社会保険に加入させるために作られた組織で、平成 14 年 7 月に廃止。）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日が昭和 47 年 5 月 1 日、備考の「喪失の受付年月日」欄には、同月 31 日の記載があるほか、申立人に係る「標準報酬月額の変せん」欄には、同年の定時決定の記録が無い。

加えて、C会の厚生年金保険事務を継承しているD社は、「申立人に係る申立期間における在籍の事実は確認できず、事業主による申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除の事実についても根拠となる資料が無く、不明である。C会が保管していた厚生年金保険の被保険者期間を記録した台帳によれば、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 1 日である。」と回答している上、E社に照会しても、「A社の事業所従業員とE社との間に雇用関係は無い。」と回答している。

なお、申立人が同僚として名前を挙げた者及び申立人が申立期間に勤務していたとするA社B事業所の事業主の連絡先等は不明であり、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 39 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 11 月から 1 年以上を A 社で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間は 39 年 11 月 1 日から 40 年 1 月 10 日までとされている。

2 か月しか働いていないということはどう考えてもおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の事務所で、東京オリンピック（昭和 39 年 10 月 10 日から同月 24 日まで開催）を観戦していたことを記憶していることから判断して、少なくとも昭和 39 年 10 月には当該事業所で勤務していた可能性が考えられる。

しかし、申立人の入社する前から当該事業所で勤務していたとする同僚一人の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、当該同僚は昭和 39 年 7 月 16 日まで別の事業所において厚生年金保険の被保険者であり、当該事業所での資格取得日は同年 10 月 1 日であったことが確認でき、38 年 11 月から当該事業所において勤務を始めていたとする申立人の主張と大きく食い違う上、申立人を知る同僚二人は、いずれも申立人と一緒に勤務したのは数か月だったと思うと供述しており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、法務局の登記簿によれば、A 社は、昭和 42 年 4 月 15 日に株主総会の議決により解散しており、申立人が名前を挙げる同僚からも厚生年金保険の適用状況についての供述は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人は、1年以上は働いていたはずであるので、資格取得日ではなく資格喪失日が異なっている可能性もあると主張しているものの、申立人が当時居住していたB町役場が保管する国民年金の収納通知書により、申立人は当該事業所に係る被保険者資格を喪失した昭和40年1月から44年6月までの国民年金保険料について、47年6月20日に特例納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月25日から3年1月1日まで

私は、平成2年7月25日付けでA社B営業所に採用され、5年7月20日に退職するまで勤務していたが、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、C社において3年1月1日からの加入記録はある旨の回答であった。

しかし、申立期間を含め、私はA社において厚生年金保険の被保険者であったはずであり、このことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月25日から5年7月20日まで勤務したのはA社B営業所であって、人材派遣会社とされるC社ではないとし、「当時、私は、C社が派遣元事業所であったことも知らなかったし、自分が当該事業所に登録の申込みをした記憶も無い。」と主張している。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、C社に係る申立人の雇用保険被保険者記録が平成2年7月25日から5年7月19日まで確認することができるものの、A社に係る申立人の雇用保険記録は確認できない。

また、A社人事部は、「申立人は、派遣元事業所から派遣先である当社への派遣社員として勤務した実績はあるが、当社の従業員としての入社実績は無く、申立人に給与を支払った事実も無い。申立人の認識誤りではないか。」と回答している上、同社B営業所において、同じ部署で申立人の業務を指導していたとする社員は、「申立人は派遣労働者であって、A社の社員ではない。」との供述が得られることから、申立人とA社とは、派遣労働者と派遣先事業所の関係にあり、雇用関係があったものとは認められない。

一方、C社に関しては、社会保険庁が保管する同社の被保険者縦覧照会回

答票には、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成3年1月1日と記録されている上、同社に登録していたとする元派遣社員は、「C社は人材派遣業の会社なので、みんな一人一人単独で派遣されて別々の派遣先事業所で就労することになる。人材派遣の契約時には、同社の担当者から、試用期間が3か月くらいあり、その間に派遣先の仕事に対応できない場合は、契約を解除する旨を言われた。私の場合も、C社に入社した時期と厚生年金保険の資格を取得した時期との間に4か月ほど空白期間があるので、試用期間が経過してから厚生年金保険の加入手続をしたのではないだろうか。」と供述している。

また、申立人も、「1年間の雇用契約だったのに、A社から3か月ぐらいで解雇することを言われたので、契約違反の旨を主張したら解雇の件は無くなって、その後3年間ほど勤務した。」と供述しており、当時、C社においては、試用期間を設けていたものと考えられる。

さらに、平成7年4月にC社に係る営業権を取得したとしているD社によれば、「C社が当社に営業譲渡する以前の同社に係る当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無い。」と回答しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間において、給与がいずれの事業所から支給されていたかを憶^{おぼ}えていない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 26 日から同年 11 月 1 日まで
給与明細書は無くしているので、提出できないが、同僚二人の年金記録を取り寄せているので、提出する。自分も同僚二人と同じように、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 10 月 6 日から 38 年 2 月 20 日までA社に継続して勤務していたと申し立てているが、同僚の供述から判断して、申立期間についても当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）により、昭和 33 年 10 月 6 日から 35 年 7 月 26 日までの期間（健康保険証の返納日は同年 8 月 8 日）及び同年 11 月 1 日から 38 年 2 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は確認できるものの、申立期間に係る記録は確認することはできず、申立期間において、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、被保険者名簿により、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が 9 人いることが確認でき、うち 4 人から聴取した結果、20 人程度が勤務していた現場で申立人と同じ職務についていたこと、同時期において給与明細書の形式が異なっていたことを憶えている等、申立期間において別事業所の B 社に移籍した可能性があるとのおぼの供述が得られることから、事業主は何らかの理由により、申立人を含む 10 人の厚生年金被保険者資格喪失届を提出していたものと推認される。

一方、申立人の移籍先の可能性が考えられるB社C支店（現在は、B社D支店。）に係る被保険者名簿でも、申立期間における申立人及び申立人と同時期に資格を喪失している同僚9人の被保険者としての記録を確認できず、B社D支店及び本社が保管する人事記録においても、申立人の在籍を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が申立人には無い。

加えて、A社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和45年5月16日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年8月3日に株主総会の決議により解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 16 日から 29 年 9 月 22 日まで

A組合を退職した後、脱退手当金を請求し、受給したが、B社については受給をした憶えは無い。同社で脱退手当金を受給したという記録を取り消して、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に就職したA組合における厚生年金保険加入期間については、同組合を退職した後、脱退手当金を受給したと明言している。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録による脱退手当金の支給額は、B社及びA組合における厚生年金保険の加入期間を対象とした支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金は、過去の厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることから、申立期間についても請求手続が行われたものと考えるのが自然である。

また、脱退手当金は、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、計算の基礎とされていないC社及びD会の厚生年金保険被保険者としての期間については、それぞれの期間に係る厚生年金手帳記号番号は、脱退手当金が支給された加入期間に係る厚生年金手帳記号番号と異なっていると同時に、平成 19 年 11 月 20 日（C社分）及び 12 年 8 月 24 日（D会分）に基礎年金番号に統合されていることが確認できることから、脱退手当金の請求時には厚生年金保険被保険者期間として確認できなかったために、請求手続が行われなかったものと推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月から 6 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（現在は、B社。）で勤務した期間に係る記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間において、業務に起因した疾病にかかり、会社に、当該疾病を労働災害（以下「労災」という。）として認めてくれるように申し出たところ、会社からは、いきなり自己都合により退職を求められたため、労働基準監督署に相談した結果、会社は同監督署の指導を受けて、労災の給付申請を行った経緯がある。

私は、A社に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人が、申立期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録による被保険者縦覧照会回答票において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、B社が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険資格取得者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、社会保険庁の被保険者縦覧照会回答票とA社に係る健康保険厚生年金保険資格取得者名簿とを照合した結果、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無く、両資料に係る資格取得者氏名、生年月日、資格取得日及び資格喪失日は一致しており、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

また、平成 5 年 12 月 6 日現在及び 6 年 5 月 30 日現在でA社が作成した社員名簿にも申立人の名前は見当たらず、B社に照会しても、申立期間当時にお

ける申立人に係る人事記録等は保管していないと回答している上、申立人の名前を憶えているとする同僚からも、「当時は短時間勤務の人は社会保険に入っていないかった。」、「社会保険に加入している人からの保険料控除はきちんと行われていたと思う。」との供述を得ることしかできず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、平成5年8月ごろに病院で受診した際には、国民健康保険証を提出して治療を受けたこと、また、休職中であった同年9月から6年8月までの期間中に、A社から給与の支払いを受けたことは無く、健康保険料、厚生年金保険料の支払請求を受けたことも無いと供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月 24 日から 54 年 4 月 1 日まで
② 昭和 63 年 8 月 10 日から平成元年 3 月 1 日まで

以前、年金相談で年金加入記録が確認できなかったA社又はB社で勤務していた期間、及び事業所名は記憶していないが、C市D区にあった製造会社について、社会保険事務所に期間照会申出書を提出したところ、これらの事業所について厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できなかったとの回答を受けた。

年金の加入記録を見ると、仕事をしていた期間が国民年金加入期間になっているところがある。申立期間①においては、会社で道路建設関係の仕事をしていたことは確かなので、年金記録が漏れているのだと思う。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社」又は「B社」で勤務し、道路建設関係の仕事をしていたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、「A社」は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、同適用事業所として確認できたC県内を事業所所在地とする「E社」という名称の2事業所については、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

一方、雇用保険被保険者記録により、申立期間①のうち、昭和 52 年 7 月 9 日から同年 10 月 31 日までの期間において、申立人が「F社G営業所」に勤務していたことが確認でき、社会保険事務所が保管する、H県I市を本社所在地とする「F社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から

確認した同僚及び当時の営業所長から、同社にはH県J市に営業所があり、道路建設関係の業務を行っていたとの供述が得られていることから判断すると、同営業所が、申立人の勤務していた事業所であったものと推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、「F社G営業所」は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、適用事業所として確認できた、同社G営業所の本社である「F社」の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、「F社」は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、「F社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認した同社G営業所の元所長は、「中途採用者については、厚生年金保険に加入させない3、4か月間の試用期間があったかもしれない。」旨を供述している。

2 申立期間②について、申立人は、申立てに係る事業所の名称及び同僚の名前を記憶しておらず、また、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録も確認できないことから、申立てに係る事業所を特定することができない。

3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は、両申立期間において、国民年金に加入し、申立期間の一部が国民年金保険料の申請免除期間又は法定免除期間となっていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 10 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社（現在は、B社。以下同じ。）に勤務していた昭和 35 年 3 月 21 日から同年 10 月 5 日までの期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社には、高校卒業直後から勤務し、同事業所から在籍証明書をもらっているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した在籍証明書及び同社の人事・労務管理部門が保管するA社の臨時工索引名簿により、申立人が申立期間において同事業所で臨時工として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所に保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、上記臨時工索引簿から、申立人と同じ昭和 35 年 3 月 21 日に臨時工として入社した者 8 人について厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様に同年 12 月 1 日以前に退職した者 2 人については、同事業所での被保険者記録は確認できず、被保険者記録が確認できた 6 人の厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、5 人が同年 12 月 1 日、残る 1 人が 36 年 3 月 1 日となっており、当該事業所における被保険者記録が確認できた全員が、申立人が退職した後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社の人事・労務管理部門では、「申立人のような臨時工を含め、臨時工（臨時社員）及び本工（正社員）の厚生年金保険の加入の実態について

は、当時の取扱いを知っている者がいないため分からない、不明である。」と回答している。

加えて、申立人と同じ昭和 35 年 3 月 21 日に臨時工として入社した 13 人のうち唯一聴き取りができた同僚は、「何故、入社から被保険者資格を取得するまでに時間を要しているのかについては承知していない。」と供述している上、申立人と勤務部署は異なる他の同僚からは、「通常、臨時工で採用され、6 か月程度経過後に本工に採用され、その時点で厚生年金保険に加入させてもらっていた。臨時工の時には厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」旨の供述も得られている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 38 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社本社に勤務していた昭和 33 年 4 月から 38 年 3 月までの加入期間が漏れていた。当時、健康保険証も発行されていたと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は社内等で撮影したスナップ写真を保管しており、また、申立期間においてA社本社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の供述もある上、同社が保管するアルバイト名簿により、申立期間のうち、少なくとも昭和 33 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 1 日までの期間においては、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、上記被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当時同じ仕事をしていたと申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち、当該業務に従事していた期間において、入社と同時期から厚生年金保険に加入していたと推認される者は二人しか確認できず、当該事業所においては、同じ業務に携わる者の中に、厚生年金保険に加入していた者と加入していなかった者がいたものと考えられる上、上記アルバイト名簿及び申立人が名前を挙げた同僚二人の供述などから、申立人の申立期間の一部における雇用形態はアルバイトであったこと、及び、同じ業務に従事していた同僚の厚生年金保険被保険者記録及び供述から、当該事業所においては、同じ業務に携わる者の中でアル

バイトであった者が当該アルバイト期間において厚生年金保険に加入していなかった例が確認できる。

さらに、A社本社担当者から、同社が保管する正社員に係る社員名簿には申立人の名前は無いとの回答が得られている上、申立人が名前を挙げた同僚二人から、「申立人はA社本社における勤務の全期間をアルバイトとして働いており、正社員ではなかったのではないだろうか。」との供述が得られているほか、被保険者名簿から確認した同僚からは、アルバイト社員等の厚生年金保険適用に関する有力な情報は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社（昭和 38 年 2 月 8 日にB社に名称変更。以下同じ。）に勤務していた期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。
約 50 年前のことなので給与明細書等は保存していないものの、給与から保険料を天引きされていた記憶はあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったと同時に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚の一人が、当該事業所は申立期間当時に既に事業活動を行っていた旨を供述しているとともに、申立人の申立期間当時の勤務状況に関する記憶が当該同僚の供述と一致する上、当該同僚及び申立人が名前を挙げた同僚が申立人の在籍をはっきりと記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人が勤務していたと主張するA社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 36 年 9 月 19 日であり、申立期間において同社は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡している上、事業主の子息から、存命している事業主の妻も経理事務には関与していなかったとの供述が得られていることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、事業主の子息及び前記同僚の一人から事務担当者として名前が挙げられた3人を含む被保険者名簿に名前の記載がある同僚についても、連絡先が確認できないことから、当時の事情について聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 35 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで勤務していたA社に係る被保険者記録が無かった。

当時、A社のB班に所属し、C県D町の工事現場で働いており、昭和 39 年に退職するまで同社で働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C県D町E地区の現場において、工事に従事していたとする申立人の記憶は具体的であることから判断すると、申立人が当該現場において工事に従事していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社F営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人の申立期間当時における勤務期間や保険料控除についての記憶は不明確であるとともに、同時期に勤めていた同僚の名前についての記憶も無く、当時の状況について同僚からの供述も得られない上、A社に照会した結果、「申立期間当時の工事現場や従事者名等の関係資料は残っていない。」と回答しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社では、現場で働く従業員の福利厚生に資するためにG国民健康保険組合に加入していることから、同組合に対して、申立人に係る資料の有

無を照会しても、申立期間当時の資料は既に廃棄処分しているとしている。

一方、社会保険庁が保管する職歴審査照会回答票[事業所一覧]により、申立事業所と類似した名称の事業所であり、申立人の勤務内容に関する記憶から判断して該当する可能性がある7事業所について調査した結果、申立内容に合致する事業所は無く、申立人が記憶にあるとするH社について調査した結果においても、社会保険事務所の保管する申立人の記憶に該当する可能性がある事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における申立人に係る被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立事実について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 11 日から 39 年 4 月 21 日まで
② 昭和 40 年 2 月ごろから 42 年 6 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②の期間については記録が無いとの回答があった。申立期間①については、A社に勤務していたが、父の看病のため急に退職したため、脱退手当金の請求手続はしておらず、手当金ももらっていない。

申立期間②については、B社に勤務していたため、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」に記載されている女性に係る脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人も含め8人中5人であり、当該5人全員について、被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印がされている上、当該5人中4人について、資格喪失日の約5か月後以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の申立内容及び社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録がある同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間②において、期間の特定はできないもののB社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月2日時点での厚生年金保険被保険者数は、申立人が記憶している当時の従業員数に比べはるかに少ないことや、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時点において、「事業主はなるべくすべての従業員を厚生年金保険に加入させようとしたものの、配偶者の被扶養者となることや保険料を負担するのがもったいないことを理由に加入しなかった人もおり、すべての従業員が加入していた訳ではない。」との事業主の妻及び複数の同僚の供述が得られたことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の被保険者資格の取得手続きを行わなかったものと推認される。

また、事業主は既に死亡し、社会保険事務所の記録では、当該事業所も既に厚生年金保険適用事業所に該当しなくなっている上、被保険者名簿に記録のある者からも厚生年金保険の適用状況に関する有力な情報を得ることもできないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、申立人の保険料控除に係る記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月2日から25年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和22年4月2日にA社B礦業所に「養成工」として採用され、25年4月1日に本採用されるまでの期間、養成工として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

養成工期間中は、毎月一定額の給与が支払われており、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社提出の申立人に係る「厚生年金保険被保険者票」では、申立人が同社B礦業所における厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年5月2日に喪失し、25年4月1日に再取得していることを確認することができる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の生年月日から判断して、申立人と同時期に当該事業所に養成工として採用されたと推測される厚生年金保険被保険者24人について、その被保険者記録を確認した結果、うち22人については申立人と同一日に同事業所における被保険者資格を喪失し、再取得していることが確認できる。

さらに、A社では、申立人に係る関係資料等は保存していないと回答している上、申立人と同時期に養成工として同社B礦業所に採用された同僚に聴取したところ、「申立人に係る記憶はあり、養成工として同事業所に採用された3年目からC学校の学生となり、昭和25年3月に第1期生として卒業した。弟も同校の卒業生であるが、学生の間は厚生年金保険の被保険者記録が無いた

め、厚生年金保険の適用については、申立人と同様の取扱いであったと思う。」と供述していることから、当時、同事業所では、C学校における学生については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったのではないかと考えられる。

一方、C学校の卒業生（12回生）に聴取した結果、「C学校は、昭和24年4月ごろに、将来、A社で勤務する中堅クラスの技術者の育成を目的として設立され、同校の学生には在学期間中に奨学金が支給され、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

なお、社会保険事務所の記録によれば、C学校は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 40 年 1 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 41 年 8 月まで
③ 昭和 42 年 2 月から 43 年 9 月まで
④ 昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①において勤務していたA社（現在は、B社。以下同じ。）、申立期間②又は③において勤務していたC社及び申立期間④において勤務していたD社における被保険者記録が無いとの回答があった。

保険料控除が確認できる資料等はないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、B社では、「申立人に係る関係資料等は残っていないが、昭和 39 年に厚生年金保険の適用事業所になった当時は、従業員から給料天引きや手取り額の減少に抵抗があり、資格取得手続は全員ではなく一部の幹部社

員しか行っていなかったと聞いている。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時、正社員のほかに臨時社員がいた。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

- 2 申立期間②及び③については、C社の当時の事業主の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、当該申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和44年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②及び③において適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当該事業所は昭和45年5月31日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会した結果、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の関係資料が残っておらず、申立てに係る事実については確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が営業担当として勤務していた記憶はあるが、勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間③のうち昭和43年4月以降については、国民年金を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間④については、D社の当時の経営者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間④における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間④における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の経営者に照会した結果、「申立人は一般の社員ではなく、非常勤講師であったので、厚生年金保険には加入させていなかったのではないか。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人の名前に記憶はあるが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供

述していることから、当時、同事業所では入社と同時にすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

なお、申立人は、申立期間④のうち、昭和56年11月11日から57年2月28日まで他の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

- 4 加えて、申立人が申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のこれら申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年から 46 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社における被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、長女を近所に住む姉に預けて、時給で袋詰め作業をしていたことは、姉も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 56 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「袋詰め作業についてはアルバイトを雇っていたので、厚生年金保険の加入手続は行っていないのではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では雇用形態によって、厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなか

った可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 36 年 9 月から 43 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 35 年 11 月から A 社で勤務した期間のうち、申立期間①に係る被保険者記録が無く、また、B 社に勤務していた申立期間②に係る被保険者記録が無い旨の回答があった。

B 社を退職後に失業保険を受給した記憶があり、両期間とも働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 36 年 3 月 1 日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明なため照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務時期については分からない。」と供述していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所では、申立人に係る関係資料等は保存していないと回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、申立事業所は4社が合同で設立された会社であり、申立人は私が所属していた会社とは異なっていたので、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、また、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた者10人のうち8人については厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。